

議案第 1 2 6 号

京丹後市火葬場条例の一部改正について

京丹後市火葬場条例の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和 4 年 9 月 1 日提出

京丹後市長 中 山 泰

提案理由

使用料等について、京丹後市として統一した考え方で見直すため。

(別記)

京丹後市火葬場条例の一部を改正する条例

京丹後市火葬場条例（平成16年京丹後市条例第161号）の一部を次のように改正する。

別表中「

火葬場使用料表

区分		単位	金額（円）	
			市内	市外
火葬	12歳以上の者の遺体	1体	15,000	22,500
	12歳未満の者の遺体	1体	10,000	15,000
	妊娠4箇月以上の死胎	1体	4,000	6,000
	改葬遺骨、身体の一部、胞衣及び産じょく汚物	1件	4,000	6,000
霊安室		1日	3,000	4,500

」を

「

区分		単位	金額（円）	
			市内	市外
火葬	12歳以上の者の遺体	1体	15,000	30,000

	12歳未満の者の遺体	1体	10,000	20,000
	妊娠4箇月以上の死胎	1体	4,000	8,000
	改葬遺骨、身体の一部、 胞衣及び産じょく汚物	1件	4,000	8,000
霊安室		1日	2,730	5,460

」に改め同表備考に次の1項を加える。

- 3 使用料のうち霊安室の額は、この表の規定による額に対して課される消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。）を加算した額（当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の京丹後市火葬場条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。

京丹後市火葬場条例(平成16年京丹後市条例第161号)新旧対照表

現行		改正案																																																											
京丹後市火葬場条例 平成16年4月1日 条例第161号		京丹後市火葬場条例 平成16年4月1日 条例第161号																																																											
本則 (略) 別表(第8条関係) <u>火葬場使用料表</u>		本則 (略) 別表(第8条関係)																																																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">火葬</td> <td>12歳以上の者の遺体</td> <td>1体</td> <td>15,000</td> <td>22,500</td> </tr> <tr> <td>12歳未満の者の遺体</td> <td>1体</td> <td>10,000</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>妊娠4箇月以上の死胎</td> <td>1体</td> <td>4,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>改葬遺骨、身体の一部、胞衣及び産じょく汚物</td> <td>1件</td> <td>4,000</td> <td>6,000</td> </tr> <tr> <td>霊安室</td> <td>1日</td> <td>3,000</td> <td>4,500</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		区分	単位	金額(円)		市内	市外	火葬	12歳以上の者の遺体	1体	15,000	22,500	12歳未満の者の遺体	1体	10,000	15,000	妊娠4箇月以上の死胎	1体	4,000	6,000	改葬遺骨、身体の一部、胞衣及び産じょく汚物	1件	4,000	6,000	霊安室	1日	3,000	4,500		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">単位</th> <th colspan="2">金額(円)</th> </tr> <tr> <th>市内</th> <th>市外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">火葬</td> <td>12歳以上の者の遺体</td> <td>1体</td> <td>15,000</td> <td>30,000</td> </tr> <tr> <td>12歳未満の者の遺体</td> <td>1体</td> <td>10,000</td> <td>20,000</td> </tr> <tr> <td>妊娠4箇月以上の死胎</td> <td>1体</td> <td>4,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>改葬遺骨、身体の一部、胞衣及び産じょく汚物</td> <td>1件</td> <td>4,000</td> <td>8,000</td> </tr> <tr> <td>霊安室</td> <td>1日</td> <td>2,730</td> <td>5,460</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				区分	単位	金額(円)		市内	市外	火葬	12歳以上の者の遺体	1体	15,000	30,000	12歳未満の者の遺体	1体	10,000	20,000	妊娠4箇月以上の死胎	1体	4,000	8,000	改葬遺骨、身体の一部、胞衣及び産じょく汚物	1件	4,000	8,000	霊安室	1日	2,730	5,460	
区分	単位			金額(円)																																																									
		市内	市外																																																										
火葬	12歳以上の者の遺体	1体	15,000	22,500																																																									
	12歳未満の者の遺体	1体	10,000	15,000																																																									
	妊娠4箇月以上の死胎	1体	4,000	6,000																																																									
	改葬遺骨、身体の一部、胞衣及び産じょく汚物	1件	4,000	6,000																																																									
霊安室	1日	3,000	4,500																																																										
区分	単位	金額(円)																																																											
		市内	市外																																																										
火葬	12歳以上の者の遺体	1体	15,000	30,000																																																									
	12歳未満の者の遺体	1体	10,000	20,000																																																									
	妊娠4箇月以上の死胎	1体	4,000	8,000																																																									
	改葬遺骨、身体の一部、胞衣及び産じょく汚物	1件	4,000	8,000																																																									
霊安室	1日	2,730	5,460																																																										
備考 1・2 (略)		備考 1・2 (略) 3 <u>使用料のうち霊安室の額は、この表の規定による額に対して課される消費税等相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づき地方消費税が課される額に同法に基づく税率を乗じて得た額をいう。)を加算した額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)</u> とする。																																																											
		附則 (施行期日) 1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>																																																											

現行	改正案
	<p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の京丹後市火葬場条例の規定は、令和5年4月1日以後の利用について適用し、その他の利用については、なお従前の例による。</u></p>